

訪問看護重要事項説明書

(令和8年2月1日現在)

1 スローハンドケア左京 訪問看護ステーション概要

(1) 提供できるサービスの地域

事業者名称	スローハンドケア左京 訪問看護ステーション
所在地	〒606-8021 京都府京都市左京区修学院沖殿町23番地 1
介護保険指定番号	2 6 6 0 6 9 0 3 2 8
法人種別	株式会社 ルルコア
代表者	辻本 光江
電話番号	0 7 5 - 5 8 5 - 4 9 2 4
サービスを提供する地域	左京区・北区・上京区(他の区は応相談)

(2) 職員体制と職務内容

職種	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理	看護師	1名		従事者の管理及び業務の一元的な管理	1名
訪問看護	看護師	2名	0名	訪問看護サービスの提供	2名
事務		0名	0名	事務所の必要な事務処理	0名

2 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

スローハンドケア左京訪問看護ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。

(2) 運営方針

当事業は、利用者が要介護状態もしくは要支援状態、となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事が出来る様に配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

3 事業所窓口の営業日及び営業時間

(1) 営業日・時間

営業日	月曜日から金曜日
休日	土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日から1月3日

(2) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から金曜日
サービス提供時間	8:30~17:30 営業日・営業時間帯に関わらず、24時間体制を取っておりますので、緊急時などは時間外でも対応いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。(利用料金は別紙の料金表を参照して下さい。)

【緊急時連絡先】平日営業時間内：075-585-4924
土日祝日、営業時間外：080-4138-7380
上記に連絡していただければ相談対応可能となっております。

4 サービス提供内容

- ①看護介護行為（利用者に対して）
 - ・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）
 - ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
 - ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）
- ②医療的処置行為
 - ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
 - ・排泄管理ケア（浣腸・摘便）
 - ・尿道留置カテーテルケア
 - ・在宅人工呼吸器管理ケア
 - ・在宅酸素療法管理ケア
 - ・喀痰の吸引・管理
 - ・創傷処置
 - ・点滴
- ③リハビリ援助行為
 - ・拘縮予防
 - ・認知予防指導（趣味の活用など）
- ④介護者に対して
 - ・介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
 - ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）
 - ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
 - ・介護者の健康相談・助言

5 利用料金

- (1)利用料として、介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- (2)利用者は訪問看護ステーションに規定料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- (3)交通費については、規定料金表(別紙)に定めたとおりの費用を支払うものとします。

6 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者宛にお届け(郵送)します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア 請求月の25日までにお支払い下さい。</p> <p>(ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い(振込・自動振替の困難時のみ)</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>

※利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延した場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

医師、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からサービス利用のご相談、ご依頼があった場合、サービス開始前に当事業所職員が、ご自宅へお伺いいたします。契約締結後、医師の指示及び居宅サービス計画書に基づき訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される場合は、いつでもお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

(以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します)

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、[自立]と認定された場合
- ・ 利用者が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱した行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所より文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または中止することがあります。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。
- ・ 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業者からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。

8 緊急事態の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	医療機関	
	主治医名	
	電話	
ご家族	氏名	続柄
	電話番号	
支援者など	氏名	続柄
	電話番号	

9 事故発生時の対応方法について

- ・ 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 訪問看護のサービス提供に伴い事業者は損害賠償補償制度に加入します。

10 サービスの内容に関する苦情

スローハンドケア左京訪問看護ステーションの訪問看護に関するご相談や苦情を承ります。

<p>【事業者の窓口】</p>	<p>所在地 京都府京都市左京区修学院 沖殿町23番地1</p> <p>電話番号 075-585-4924</p> <p>ファックス番号 075-320-1871</p> <p>受付時間 8:30~17:30</p>
<p>【市町村（保険者）の窓口】 左京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当</p>	<p>所在地 左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2</p> <p>電話番号 075-702-1069</p> <p>受付時間 9:00~17:00</p>
<p>【市町村（保険者）の窓口】 左京区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課 障害難病支援担当</p>	<p>所在地 左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2</p> <p>電話番号 075-702-1131</p> <p>受付時間 9:00~17:00</p>
<p>【市町村（保険者）の窓口】 北区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当</p>	<p>所在地 北区紫野東御所田町33-1</p> <p>電話番号 075-432-1364</p> <p>受付時間 9:00~17:00</p>
<p>【市町村（保険者）の窓口】 北区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課 障害難病支援担当</p>	<p>所在地 北区紫野東御所田町33-1</p> <p>電話番号 075-432-1285</p> <p>受付時間 9:00~17:00</p>
<p>【市町村（保険者）の窓口】 上京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当</p>	<p>所在地 上京区今出川通室町西入 堀出シ町285</p> <p>電話番号 075-441-5106</p> <p>受付時間 9:00~17:00</p>
<p>【市町村（保険者）の窓口】 上京区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課 障害難病支援担当</p>	<p>所在地 上京区今出川通室町西入 堀出シ町285</p> <p>電話番号 075-441-5121</p> <p>受付時間 9:00~17:00</p>
<p>【公的団体の窓口】 京都府国民健康保険団体連合 介護保険課 介護管理係 相談担当</p>	<p>所在地 下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620番地 COCON烏丸内</p> <p>電話番号 075-354-9090</p> <p>受付時間 9:00~17:00 (12~13時除く)</p>

訪問看護の提供開始にあたり、利用者（但し利用者が判断能力に障害がみられる場合においては、家族・成年後見人との契約となる）に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

名称 スローハンドケア左京訪問看護ステーション
事業者 所在地 京都府京都市左京区修学院沖殿町23番地1
説明者 氏名 辻本 光江

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 _____ 印

代理人 住所

氏名 _____ 印

指定(介護予防)訪問看護重要事項説明書

別紙(1)

令和6年6月1日現在

◆ サービス内容

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 病状・障害の観察 ▪ 清拭・洗髪等による清潔の保持 ▪ 食事および排泄等による清潔の保持 ▪ 褥瘡の予防・処置 ▪ リハビリテーション | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 認知症患者の看護 ▪ 療養生活や介護方法の指導 ▪ カテーテル等の管理 ▪ その他医師の指示による医療処置 |
|---|--|

◆ 介護保険サービス利用の場合(利用料金)

1単位: 10.70円(京都市⇒5級地)

介護保険		サービス内容略称	単位数	金額	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)	
訪問看護費	20分未満	訪問看護 I 1	314	3,359円	336円	672円	1,008円	
	30分未満	訪問看護 I 2	471	5,039円	504円	1,008円	1,512円	
	30分以上60分未満	訪問看護 I 3	823	8,806円	881円	1,762円	2,642円	
	60分以上1時間30分未満	訪問看護 I 4	1,128	12,069円	1,207円	2,414円	3,621円	
	20分未満	予防訪問看護 I 1	303	3,242円	325円	649円	973円	
	30分未満	予防訪問看護 I 2	451	4,825円	483円	965円	1,448円	
	30分以上60分未満	予防訪問看護 I 3	794	8,495円	850円	1,699円	2,549円	
	60分以上1時間30分未満	予防訪問看護 I 4	1,090	11,663円	1,167円	2,333円	3,499円	
定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所との連携(1月につき)			2,961	31,682円	3,169円	6,337円	9,505円	
※ 早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増。深夜(午後10時～午前6時)は50%増。 但し、緊急訪問の場合は特別管理加算対象者にのみ2回目以降加算される。								
加算	緊急時訪問看護加算Ⅱ(月1回)		緊急時訪問看護加算	574	6,141円	615円	1,229円	1,843円
	特別管理加算(月1回)	特別管理加算(Ⅰ)		500	5,350円	535円	1,070円	1,605円
		特別管理加算(Ⅱ)		250	2,675円	268円	535円	803円
	ターミナルケア加算(適応時)		ターミナル加算	2,500	26,750円	2,675円	5,350円	8,025円
	長時間訪問看護加算(1回につき)		長時間訪問看護加算	300	3,210円	321円	642円	963円
	複数名訪問加算(Ⅰ)(1回につき)	30分未満	複数名訪問加算	254	2,717円	272円	544円	816円
		30分以上		402	4,301円	431円	861円	1,291円
	退院時共同指導加算		退院時共同指導加算	600	6,420円	642円	1,284円	1,926円
初回加算(Ⅰ)(退院日訪問・月1回)		初回加算	350	3,745円	375円	749円	1,124円	
初回加算(Ⅱ)(月1回)			300	3,210円	321円	642円	963円	

◎ 運営規定で定めたその他の費用(利用者負担)

その他	交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合、交通費は、徴収しない。 通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合、実費を徴収する(公共交通機関利用時)。
	※死後の処置代(10000円)	
	※日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます。	

◎ 通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割分)

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬の告示上の額と同額とします。	区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険外のサービス料金です。

◆医療保険サービスの場合(利用料金表)

医療保険		料金	基本利用料(利用者負担金)		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日つき)	週3回目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4回目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
緩和・褥瘡ケアの専門看護師(同一日に共同の訪問看護)		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
※「同一建物居住者」に同一日に他の患者にも訪問した場合に算定 ※3人以上(1人目から)					
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき)	週3日目まで	2,780円	278円	556円	834円
	週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円
緩和・褥瘡ケアの専門看護師(同一日に共同の訪問看護)		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中(外泊時1~2回)	8,500円	850円	1,700円	2,550円
管理療養費 (1日につき)	1日目	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
難病等 複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
緊急訪問看護加算 (診療所又は在宅療養 支援病院の指示の下、 緊急1日につき)	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
複数名訪問看護加算	看護師・PT等(週1回)	4,500円	450円	900円	1,350円
	准看護師(週1回)	3,800円	380円	760円	1,140円
	看護補助者(週3回)	3,000円	300円	600円	900円
長時間訪問看護加算/90分 (要件により1回~3回)		5,200円	520円	1,040円	1,560円
24時間対応体制加算(月1回)		6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算 (月1回)	重	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	軽	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算(適応時)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
退院時共同指導加算の上乗せ加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算(1回につき)		6,000円	600円	1,200円	1,800円
長時間指導を行なった場合(1回につき) ※1回90分~/複数回計90分~		8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算(適応月/月1回迄)		3,000円	300円	600円	900円
夜間・早朝訪問看護加算18時~22時/6時~8時		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22時~翌6時)		4,200円	420円	840円	1,260円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (適応月/月2回迄)		2,000円	200円	400円	600円
情報提供療養費		1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護医療DX情報活用加算(1月につき)		50円	5円	10円	15円

差額実費費用	
A	加算算定日以外の90分を超える訪問看護 (90分以上100分以内を限度とする) 5,200円/1回
B	営業日以外の訪問看護加算 3,200円/1回
C	100分を超える訪問看護 20分を超える毎に3020円が加算される
D	永眠時の処置代 10,000円
※	日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます
※	キャンセル料は頂いていません

自費の訪問看護費用		
※	自費による訪問看護 30分毎に4,500円	
※	早朝(午前6時~午後8時)	25%増
	夜間(午後6時~午後10時)	
※	深夜(午後10時~午前6時)	50%増
	営業日以外の場合 1回3,000円が加算される	

交通費	公共交通機関利用	実費
	通常の実施地域外	自動車を使用した場合は、徴収しない
	有料駐車場利用時	実費

◆サービス内容

- 病状・障害の観察
- 清拭・洗髪等による清拭の保持
- 食事および排泄による清拭の保持
- 褥瘡の予防・処置
- リハビリテーション
- 認知症患者の看護
- 療養生活や介護方法の指導
- その他医師の指示による医療処置
- カテーテル等の管理

精神科医療保険				料金表	利用者負担金			
					1割負担	2割負担	3割負担	
基本 利用 料金	精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,650円	
			30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円	
	精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に2人)	週4日目以降	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
			30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
	精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に3人)	週3日目まで	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
			30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円	
		週4日目以降	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
			30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
			週3日目まで	30分以上	2,780円	278円	556円	834円
				30分未満	2,130円	213円	426円	639円
		週4日目以降	30分以上	3,280円	328円	656円	984円	
			30分未満	2,550円	255円	510円	765円	
	精神科訪問看護基本療養費Ⅳ(外泊時の加算)			8,500円	850円	1,700円	2,500円	
	訪問看護管理療養費	1日目	1日につき	7,670円	767円	1,534円	2,301円	
		2日目以降	1日につき	3,000円	300円	600円	900円	
各種 加算	24時間対応体制加算		1月につき	6,520円	652円	1,304円	1,956円	
	特別管理加算	I	1月につき	2,500円	250円	500円	750円	
		II	1月につき	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
	退院時共同指導加算		1回につき	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
	退院時共同指導加算 特別管理加算対象者		1回につき	2,000円	200円	400円	600円	
	退院支援指導加算		1回につき	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
	※長時間指導(1回 90分~/複数回 計90分~)		1回につき	8,400円	840円	1,680円	2,520円	
	在宅患者連携指導加算		1回につき	3,000円	300円	600円	900円	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで)		1回につき	2,000円	200円	400円	600円	
	長時間精神科訪問看護加算(90分以上)		1日につき	5,200円	520円	1,040円	1,560円	
	緊急訪問看護加算	月14日目まで	1日につき	2,650円	265円	530円	795円	
		月15日目以降	1日につき	2,000円	200円	400円	600円	
	複数名精神科訪問看護加算(看護師・保健師・OT)		1回につき	4,500円	450円	900円	1,350円	
	夜間・早朝訪問看護加算(18時~22時/6時~8時)		1回につき	2,100円	210円	420円	630円	
	深夜訪問看護加算(22時~6時)		1回につき	4,200円	420円	840円	1,260円	
	訪問看護情報提供加算1		1月につき	1,500円	150円	300円	450円	
訪問看護ターミナルケア療養費 1		死亡時	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円		
訪問看護医療DX情報活用加算		1月につき	50円	5円	10円	15円		

差額実費費用	
A	加算算定日以外の90分を超える訪問看護 (90分以上100分以内を限度とする) 5,200円/1回
B	営業日以外の訪問看護加算 3,200円/1回
C	100分を超える訪問看護 20分を超える毎に3,020円が加算される
D	永眠時の処置代 10,000円/1回
※	日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます
※	キャンセル料は頂いていません

実費の訪問看護費用		
※	実費による訪問看護	30分毎に4,500円
※	早朝(午前6時~午前8時)	25%
	夜間(午後6時~午後10時)	
	深夜(午後10時~午前6時)	50%
※	営業日以外の場合	1回3,000円を加算

交 通 費	公共交通機関利用	実費
	通常の実施地域外	自動車を使用した場合は、徴収しない
	有料駐車場利用時	実費

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨説明し、同意を得た場合に加算します。

※ 特別管理加算は、指定（介護予防）訪問看護に特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかつこ内に記載しています。）なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

※ 特別加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化症全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ 急性憎悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

※ 初回加算は新規に（介護予防）訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院・退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定（介護予防）訪問看護を行った場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

- ※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等（両者とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（1時間以上1時間30分未満）に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定（介護予防）訪問看護事業所が、利用者に対し、（介護予防）訪問看護を行った場合に加算します。
- ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性憎悪等により一時的に頻回の（介護予防）訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による（介護予防）訪問看護は算定せず、別途医療保険による（介護予防）訪問看護の提供となります。
- ※ 地域区分別（5級地）の単価を含んでいます。
- ※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。